

国民健康保険税について

税率を改正

町では、医療費等の見込みや、加入者数の減、令和11年度県内保険税率等の統一化などを踏まえ、税率を改正することとしました。詳細は別表1のとおりです。

なお、令和6年度国民健康保険税の納税通知書は7月16日(火)に発送予定です。

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの課税区分の合計額により税額が決定されます。3つの課税区分それぞれに課税限度額が設定されており、令和6年度は、後期高齢者支援金分の課税限度額が24万円(現行22万円)に引き上げられます。

なお、医療分(現行65万円)と介護納付金分(現行17万円)については、課税限度額の引き上げは行いません。

低所得者の負担軽減

国民健康保険税は、世帯の所得額(世帯主および国保加入者の所得の合計額)に応じて、一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課される平等割額が軽減されます。

令和6年の個人所得課税の見直し(基礎控除、所得控除額の変更等)に伴い、この軽減措置の基準が「別表2」とおり変更となります。

県内保険税率等の統一化について

現在の国民健康保険事業は、平成30年に制度改正が行われ、県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業を実施しています。

「福島県国民健康保険運営方針」では、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険税とすべきという考えのもと、令和11年度を目標に県内における国民健康保険税

水準を統一化することとしています。

令和5年度における町の保険税の水準は、県内でも下位に位置しており、統一化時においては保険税が上昇する見通しとなっています。

町では、保険料(税)水準の統一時における急激な保険税の上昇を避ける観点から、段階的に改正を実施する見込みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

口座振替原則化について

国民健康保険税の納付は、口座振替を原則としています。口座振替は、納付の手間が省けるだけでなく、納め忘れもなく安心です。納税通知書に町税等口座振替依頼書(白いハガキ)が同封されている方は、記入の上、返信をお願いします。

また、昨年度から町税の納付書に印刷されているQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り、支払う方法(電子決済)も導入されましたのでぜひご利用ください。



介護保険料について

介護保険制度とは

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と皆さんが納付する介護保険料を財源として運営されています。

介護保険料は、3年毎に計画を見直し基準額が決められます。令和6年度は、第9期(令和6～8年度)保険料です。

なお、令和6年度介護保険料決定通知書は7月10日(水)に発送予定です。

保険料基準額の改定

介護保険料の基準額は、町全体でどの程度サービス量が必要か、それに対する介護給付費の必要額などによって決まります。

町では、介護サービスの利用者及び介護給付費が増加しており今後3年間に於いて更なる増加が見込まれるため、第9期保険料の基準額は前期基準額と比べ、月額400円の増額となりました。

所得段階の見直し

介護保険料は、本人や世帯の町民税の課税状況や被保険者の所得金額などに応じて所得段階を区分します。

被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、標準段階を9段階から13段階に見直しました。

令和5年度までは、第9段階の対象を「前年の合計所得段階が年額320万円以上の方」としていたところ、下表のとおり細分化し13段階に設定しています。

何歳から納めるの？

介護保険料は、満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて納めます。満40歳から満64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保健の保険料に上乗せして徴収されています。満65歳以上の方の介護保険料は市町村が徴収しています。

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類です。

●特別徴収：年金が年額18万円以上の方は、介護保険料の年額を6回に分けて年金から引き落とします。ただし、年度途中で資格取得された方(65歳になられた方や転入された方等)は、年金が年額18万円以上であっても特別徴収の手続が完了するまでの間は、普通徴収となります。

●普通徴収：年金が年額18万円未満の方は、役場・各金融機関の窓口やコンビニエンスストアで窓口納付か口座振替などの方法で介護保険料の年額を8回に分けて毎月納付していただきます。



【別表1】

所得段階	対象となる方		基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)	
第1段階	本人が町民税	同じ世帯非課税の全税員が町民	生活保護受給者 ・本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額80万円以下の方	基準額 × 0.285	22,920円(1,910円)
第2段階			本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額80万円を超えて120万円以下の方	× 0.485	39,000円(3,250円)
第3段階			本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額120万円を超える方	× 0.685	55,080円(4,590円)
第4段階	非課税	同じ世帯に方町	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額80万円以下の方	× 0.90	72,360円(6,030円)
第5段階			本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額80万円を超える方	基準額	80,400円(6,700円)
第6段階	本人が町民税	課税	本人の前年の「合計所得金額」が年額120万円未満の方	× 1.20	96,480円(8,040円)
第7段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額120万円以上210万円未満の方	× 1.30	104,520円(8,710円)
第8段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額210万円以上320万円未満の方	× 1.50	120,600円(10,050円)
第9段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額320万円以上420万円未満の方	× 1.70	136,680円(11,390円)
第10段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額420万円以上520万円未満の方	× 1.90	152,760円(12,730円)
第11段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額520万円以上620万円未満の方	× 2.10	168,840円(14,070円)
第12段階			本人の前年の「合計所得金額」が年額620万円以上720万円未満の方	× 2.30	184,920円(15,410円)
第13段階	本人の前年の「合計所得金額」が年額720万円以上の方	× 2.40	192,960円(16,080円)		

【軽減措置について】第1段階から第3段階の保険料には、公費(国・県・町の負担)を投入し基準額に対する割合を軽減する措置を講じています。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎ 62-2210

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114

【別表1】 ※介護分は40歳以上65歳未満の方のみ。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	6.27%	6.57%	2.25%	2.37%	1.99%	2.14%
均等割	20,700円	21,300円	7,000円	7,300円	8,900円	9,200円
平等割	15,000円	15,600円	5,600円	5,700円	4,500円	4,600円
課税の限度額	65万円	65万円	22万円	24万円	17万円	17万円

【別表2】

区分	軽減対象者の要件(世帯の所得額)	
	令和5年度	令和6年度
7割軽減	43万円+10万円 ×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	改正無し
5割軽減	43万円+29万円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+29万5千円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+53万5千円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+54万5千円×(被保険者数)+10万円× (給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯

※1…給与収入が55万円を超える、公的年金収入が60万円(65歳未満)又は125万円(65歳以上)を超える方のこと。